

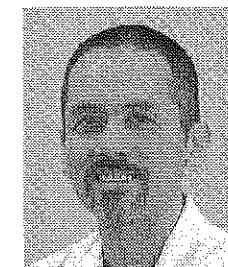
# 外国人への投薬 健康保険の制限量を見直せ

私は東京都内で診療所を営んでいる。米国での臨床医師経験もあることから欧米系を中心に外国人を多く診察しているが、彼らへの投薬に際して悩むことが多い。日本の処方薬にはいわゆる「添付文書」に薬剤の投与量が記載されているが、ほとんどの場合、他国で許容される投与量より極端に少ないのだ。

理由は不明だ。体格や副作用などを考慮したと聞くが、はつきりしない。最近は、外国人でも日本の健康保険に入っている人が多い。だが根拠に乏しい投薬基準の記載は、外国人の治療に当たって保険診療との関連で問題が生じる。

世界中で一般的に使われている降圧剤、糖尿病治療薬、抗うつ剤、高脂血症治療薬などの1日の投与量は日本のお添付文書では主な外国の標準の4分の1から半分程度だ。患者が本国で服用していた量の薬を保険診療で処方すると、添付文書の記載量を超えるとの理由だけで「過剰」とみなされ、保険請求が認められない。そこで添付文書に従った量で中途半端に治療するか、混合診療を避けるため、健康保険を無駄にして全額自己負担で治療をするしかない。

先日も、社会保険診療報酬支払基金から私の診療所にある外国人患者への投薬が「過剰」との理由で減額するとの通知が届いた。この患者は日本の添付文書では1日2錠が限



黒須 譲 医師

度とされる薬を本国並みに2・5錠服用することで病状が安定し、元気にな仕事をしている。海外では4錠までが通常なのに、薬理作用や臨床効果を無視しても薬を減らせというのであろうか。保険者と支払基金はこの患者に、薬を減らさなくてはならない理由を説明するのが筋だが、そんなことはしてもらえない。

在留期間が1年以上の外国人は国民健康保険に加入する義務がある。

今年4月からは、在留期間の更新や診療への加入証明が求められる。このように強制的に健康保険に加入させのなら、外国人に適した医療を健保で提供できることが前提だらう。それが不可能であれば、加入を任意にするか、健康保険では適切な量の投薬などが認められない可能性があることを保険者が本人に事前に説明する義務があるのでないか。

問題の根源は、医師による医薬品の処方は薬理作用に基づいて行うとしている1980年の厚生省保険局長通知「保険診療における医薬品の取り扱いについて」を無視し、機械的に「添付文書」の記載のみに基づいて支払いを拒否する保険者及び支払基金にある。また、根拠に乏しく、患者の不利益になるようなルールに唯々諾々と従う医師の側にも責任がある。医師は紙切れに頼るのでなく、患者のためにより実務的な知識や判断力を活用すべきだ。

外国人移住者を日本の社会に受け入れ、国民と同様に健康保険に加入させるのであれば、彼らに適切な医療を提供できる制度の運営は不可欠だ。実態に則した投薬量の見直しど、速やかな改善をお願いしたい。